目

次

示

第二千七百四十九号

平成二十九年

十一月三十日

 \exists

曜 木

県政功績者

績者は、次のとおりである。 山梨県表彰規則(昭和二十七年山梨県規則第十二号)に基づく平成二十九年度県政功

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。 ○都市計画事業の認可…………………………………………………七四九 (昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事 中央市総合防災 ……七五四 …七四九 ·七五四 ·七五四 七五〇 斎 県議会 地方自治 特別感謝状 特別功績 功績分野 渡邉 望月 佐野 梶原 望月 渡邉 浅川 白石 故 氏 西室 隆夫 哲也 松次 幸喜 英機 力三 万氾 和已 泰三 名 北杜市 神奈川県横浜市 南都留郡忍野村 西八代郡市川三郷町 南巨摩郡南部町 上野原市 笛吹市 南都留郡忍野村 神奈川県横浜市 南都留郡鳴沢村 南都留郡富士河口湖町 南巨摩郡身延町 南巨摩郡身延町 住 所

二 施行者の名称 中央市

都市計画事業の種類及び名称

甲府都市計画公園 四・四・四号 山梨県知事

三井

克己

甲府市

南巨摩郡身延町

憲治

上野原市

喜久男

南巨摩郡富士川町 南アルプス市

健夫

甲府市 甲府市

西八代郡市川

三郷

勝 敏夫

南アルプス市

平成二十九年十一月三十日

山梨県告示第三百六十八号

告

示

都市計画法

三 事業施行期間 平成二十九年十一月三十日から平成三十三年三月三十一日まで

1 収用の部分 山梨県中央市大字布施字山ノ神前、字壱丁田及び字明神林地内、 字山ノ神字居村地内並びに大字臼井阿原字上河原地内 大

使用の部分 なし

公

告

第二千七百四十九号 平成二十九年十一月三十日

Щ

梨

県 公

報

Щ

梨 県 公

					保健衛生						教育文化												
幡野	土屋	佐野	小松	井上	一瀬	樋口	新津	土橋	十菱	小野	<i>今</i> 村	望月	植松	相馬	佐野	伴野	杉山	古菅	飯田	井上	若杉	丸山	田中
仁	幸治	芳知	史俊	勝六	秀文	高子	晴夫	英俊	駿武	卓	繁子	健	雄二	保政	馨	聰	一美	一芳	裕彦	曻	成剛	光則	一利
甲府市	甲府市	南巨摩郡身延町	甲府市	南アルプス市	甲府市	南巨摩郡富士川町	南アルプス市	甲府市	東京都八王子市	甲府市	甲斐市	甲府市	韮崎市	大月市	南巨摩郡身延町	甲府市	中央市	北都留郡小菅村	南アルプス市	富士吉田市	笛吹市	山梨市	都留市

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

山梨県知事

平成二十九年十一月三十日

後

斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
〇三三 〇三二、五〇三二、五〇三二、五	依田勇、古屋彦一
南巨摩郡身延町古関字ウトウ久保三六四七	土橋左一
〇五南巨摩郡身延町古関字大下三六四三、字北河境三七	赤池菊松
南巨摩郡身延町古関字大下三六四四	赤池小一
南巨摩郡身延町三沢字楠田四四七四	小林五雄
南巨摩郡身延町三沢字楠田四五一六	今村嘉文
南巨摩郡身延町車田字今井一六四二	土橋ゆみの
南巨摩郡身延町車田字今井一六四四	土橋とも志
一 呆安木 こうで皆ざいで言う 上少り充出の方備	

- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。 身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3

- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 百六十五号 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年十月十九日農林水産省告示第千五

により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 身延町役場に備え置いて縦覧に供する。) 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十 (「次の図」 南巨摩郡身延町八日市場字楜桃草里一二二〇 南巨摩郡身延町八日市場字大子山一五七九から一五|山下朝治 指定施業要件変更保安林の所在場所 南巨摩郡身延町八日市場字楜桃草里一二一九 八、一二五〇 八一まで、字楜桃草里一二一八、 南巨摩郡身延町八日市場字大子山一五二三 南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五五三、二五五四 南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二六〇四 南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二六〇三 南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二五八三の二 南巨摩郡身延町矢細工字栃戸二五七〇の二 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方 平成二十九年十一月三十日 及び「次のとおり」は、 一二四七、 省略し、 山梨県知事 二四 その図面及び関 若尾清作、 望月喜 望月仁司 浅井清隆 望月伴六 佐野徳郎 通知の相手方 佐野武敏 佐野時晴 後 同法第百八十九条の規定 深澤太朗 藤 斎

	保書類を山梨県庁及び
南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二八八五	〇一四、三〇一五、三〇一六の二
樋川徳一	

南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九〇一、二九〇四、 南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九二七から二九二九 二九〇六 遠藤泰明、 佐野六朗 河西與左エ門

南巨摩郡身延町平須字石倉二八八七 南巨摩郡身延町平須字石倉二八八四 南巨摩郡身延町矢細工字成山三六〇〇 南巨摩郡身延町矢細工字腰巻一三三六の 南巨摩郡身延町遅沢字神屋沢 南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九五九、二九八一、 南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九五六 南巨摩郡身延町寺沢字上沢奥二九四九、 まで、二九二九の二、三〇一三 二九八二 Ŧi. 一七の内 二九五 松田功 佐野信 天野貫 松田具重 神宮寺茂 神宮寺傅治郎 古川長市、 望月安積 古川万治郎

南巨摩郡身延町寺沢字下沢奥三〇九九、

字上沢奥三|佐野芳男

|南巨摩郡身延町矢細工字滝平三二一〇

南巨摩郡身延町矢細工字滝平三一八二

南巨摩郡身延町矢細工字滝平三一八〇

南巨摩郡身延町矢細工字滝平三一七八、三一七九

常葉隆重

Щ

梨

我妻次里

佐野勝良

佐藤勝良

Щ

梨県

梨
県
公
報
第
子
七
直
世上
十七百四十九二
号
平成
肞
二十九年十
一十九年十一月一

Щ

星野定	南巨摩郡身延町矢細工字腰巻一三六五
菊池勇一	南巨摩郡身延町古長谷字下ノ原七一から七四まで
望月英雄	四四から一二四六まで南巨摩郡身延町八日市場字楜桃草里一二一七、一二 望月英雄南巨摩郡身延町八日市場字楜桃草里一二一七、一二 望月英雄
東京プラツト製靴株式会社	南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四四
千葉糸子	の内一、二五四三の内二 南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四三、二五四三 千葉糸子南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四三、二五四三 千葉糸子
小林安二郎	南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四二
望月小太郎	南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五四〇
平林小三郎	南巨摩郡身延町遅沢字山王羽根二五三四

一 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

一変更後の指定施業要件

□ 立木の伐採の方法

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- □ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

百六十六号
四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年十月十九日農林水産省告示第千五四

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び(

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

山梨県知事 後 藤

斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

平成二十九年十一月三十日

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三六五	伊藤淳二
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八一、字樋坪三六四	伊藤角藏
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八四	伊藤重蔵、伊藤金藏
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇四二八	伊藤金藏、伊藤永吉
四南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八五の一、三八五の南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八五の一、三八五の	神明社
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇三八五の三	伊藤誠
南巨摩郡身延町熊沢字宮ノ脇四四六	伊藤芳雄
南巨摩郡身延町熊沢字樋坪三二九	伊藤文吉
南巨摩郡身延町一色字大子五一三五の一、五一三五南巨摩郡身延町一色字大子五一三五の一、五二三五	敏、春沢茂吉、内藤清一、内藤、春沢 惠、春沢 盛哉、春沢 盛哉、春沢 光

Ш

梨

県

	債整理組合無限責任久那土村三沢第三負	南巨摩郡身延町三沢字仲塚一六六三の乙
	小林君敏	南巨摩郡身延町釜額字寺ノ上一五一六
	富里村杉山負債整理組合	七の四七の四十の四十十の一、一一七十二十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
	池田富義	南巨摩郡身延町切房木字細久保一一七三
	池田金吾	南巨摩郡身延町切房木字細久保一一三六
	内藤義清、内藤末子 久子、内藤和平、内藤徳重、	
	_当 貢、依田眞、	
	古屋義雄、依田理恵子、依田	
	智重、古屋章忠、古屋健男、	
	義、古屋明、古屋寛作、古屋	
	原康凞、古屋昭治、古屋喜	
	藏、依田達男、佐野壽彦、萩	
	内藤義政、加賀美悟、佐野元	
	孝治、望月茂、内藤義寛、	
	佐野三男、加賀美道治、小林	
	藤庚、依田丒春、依田昌雄、	
	忠、内藤基春、内藤勝正、内	
	内藤隆義、内藤恒吉、内藤武	
	藤正道、内藤芳直、内藤保、	
-		

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

- (--)立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。 身延町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 百六十七号 保安林の指定施業要件変更の告示 平成二十九年十月十九日農林水産省告示第千五 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種、次のとおりとする。

身延町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

換地処分の実施

県営畑地帯総合整備事業(落合・湯沢地区湯沢一工区)の換地処分を平成二十九年十一 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

月八日実施した。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後 藤

斎

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事 後

十七番の一の一部並びに字萩塚千四番の一部及び千七番の一の一部並びに南都留郡忍 開発区域 (工区) に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字杏木道下九百四

野村忍草字李ノ木三千六百三番の一の一部の区域

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番 ファナック株式会社 代表取締役副社長 経営総括本部長 権田与志広

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十九年十一月三十日

山梨県知事

七百六十の一、 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 六千七百六十の二、六千七百六十一の一、六千七百六十一の三、六千 南都留郡富士河口湖町船津字松の木六千

発行者	山梨
山梨県	梨県公報
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二千七百四十九号
目六番一号	
印刷所 株サンニチ印刷	平成二十九年十一月三十日
甲府市北口二丁目六番	
	七五六